

令和6年度 中北建設事務所管内

雪氷対策実施計画

山梨県 中北建設事務所
令和6年12月

<目次>

I .除排雪体制について

- ①除雪実施体制
- ②体制発令基準
- ③関係機関
- ④道路除排雪の実施方法

II .非常時体制(異常降雪時)における対応

- ①支部内の体制づくり
- ②除雪優先路線の優先除雪

①除雪実施体制

○組織

支部長・・・所長

副支部長・・・次長

支部職員・・・事務所職員

住所：甲府市貢川二丁目1－8

電話：055-224-1660(代表)

055-224-1667(道路維持担当)

F A X: 055-224-1783

○対象エリア

中北建設事務所管内の管理道路

(甲府市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町)

○雪氷対策体制の確立期間

12月1日～3月31日

①除雪実施体制

| 体制 | 支部の業務内容 | |
|------|---|---|
| | 除雪作業 | 通行規制他 |
| 準備体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 委託業者待機状況の確認 2) 各機関との連絡体制の確認 | |
| 注意体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 本部への状況報告 2) 路面状況の的確な把握 3) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 4) 積雪深 5cm に達した場合、除雪作業の開始を指示 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 |
| 警戒体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 本部への状況報告 2) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 3) 積雪深が 10cm 以上の場合、除雪作業の継続を指示 4) 委託業者との情報連絡により各道路の積雪状況及び除雪作業の進捗状況を把握し、除雪作業の必要性に応じて「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」等に基づいた各支部への応援を要請 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 一時的、部分的通行規制の実施 |
| 非常体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 本部への状況報告 2) 除雪作業の継続を指示 3) 「異常豪雪時における道路除雪等の相互応援に関する協定」に基づき、本部を通じ、他道路管理者への応援要請を依頼 4) 降雪状況に応じて、本部を通じ、他地方自治体や TEC-FORCE 等への応援要請を依頼 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 交通管理者との連携のもと、通行規制、通行止めを実施 |

I.除排雪体制について

①除雪実施体制

| 区 分 | 本 部 | 支 部 |
|----------------------|--|----------------------------|
| 大雪注意報または大雪警報が発令された場合 | 防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部の第1連絡者に連絡する。 (道路防災担当) 配備当番員は、道路管理課にて配備体制を執る。 | 道路管理課からの連絡を受け、所定の配備体制に入る。 |
| 大雪注意報が大雪警報に切り替えられた場合 | 配備体制については、規模を強化して継続する。 | 配備体制については、規模を強化して継続する。 |
| 大雪警報が大雪注意報に切り替えられた場合 | 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。 | 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。 |
| 大雪注意報が解除された場合 | 配備体制については、解除する。 | 必要な連絡を済ませてから配備体制を解除する。 |

②体制発令基準

支部長以下
参集

非常時体制へ切り替え

→ II.非常時体制(異常降雪時)における対応 参照

通常時体制

配備時には、水防ルームあるいは道路課内で待機するものとする。

2名 配備

4名 配備

■準備体制
【発令基準】

- ・気象予報等により降雪または凍結が予想される場合
- ・除雪業者の自主待機の確認

道路維持担当対応

■注意体制
【発令基準】

- ・交通に支障が生じる恐れがある場合
- ・積雪深が5cmに達した場合
- ・大雪注意報発令時

上記配備とは別に
道路維持担当対応

■警戒体制
【発令基準】

- ・一般交通を確保できないと判断される場合
- ・積雪深が10cmに達しさらに降雪の恐れがある場合
- ・大雪警報発令時

上記配備とは別に
道路維持担当対応
状況によりチェーン指導実施

■非常体制
【発令基準】

- ・路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合
- ・県内の広範囲で積雪深が30cmを大きく超えさらに積雪が見込まれる場合
- ・異常降雪による災害警戒本部が設置された場合

→ 災害対策本部体制
「山梨県災害対策本部立ち上げ」

降雪量 大

③関係機関

○国土交通省

甲府河川国道事務所甲府出張所 TEL 055-222-4891

○山梨県

県土整備部道路管理課 TEL 055-223-1965

中北建設事務所峡北支所道路維持担当 TEL 0551-23-3065

新環状道路建設事務所管理課 TEL 055-261-1496

○市町村

甲府市道路河川課 TEL 055-237-5843

甲斐市建設課 TEL 055-278-1668

中央市建設課 TEL 055-274-8553

南アルプス市道路整備課 TEL 055-282-6368

昭和町建設課 TEL 055-275-8412

○高速道路

中日本高速道路(株)甲府保全サービスセンター TEL 055-275-5128

○警察

甲府警察署 TEL 055-232-0110

南甲府警察署 TEL 055-243-0110

甲斐警察署 TEL 0551-20-0110

南アルプス警察署 TEL 055-282-0110

④道路除排雪の実施方法

○除雪作業

対象路線及び除雪業者は資料①のとおり

○融雪剤散布作業

対象路線及び融雪剤散布業者は資料②のとおり

④道路除排雪の実施方法

☆除雪作業の待機指示基準

| 作業種目 | 待機指示基準 |
|-----------|---|
| 道路巡回／情報連絡 | <p>情報連絡業務と巡回要員(巡回員及び運転手)の待機は、以下のいずれかに該当したら指示することができる。</p> <p>①気象台予報(大雪注意報以上の予報)が出ているとき。</p> <p>②降雪等予測(5cm以上の降雪または気温2℃以下)により、作業が必要と考えられるとき。</p> <p>③その他(気象状況により経験的に作業が必要と考えられるとき。)</p> |
| 新雪除雪 | <p>機械運転要員(除雪トラック、除雪グレーダ)の待機は、下記の場合において指示することができる。</p> <p>①注意報・警報発令または降雪予測が5cmを越えるとき。</p> |

(注) 基地の所在地、降雪量、特性等を考慮し、待機指示の要領等を定めるものとする。

☆除雪作業の出動基準

| 工種 | 出動基準 |
|----------|--|
| 雪道巡回工 | <p>1) 気象予報(降雪、凍結予報)により、必要に応じて巡回を実施する。</p> <p>2) 上記の他、気象状況、路面状況により巡回が必要な下記の場合は巡回を実施する。 (イ)降雪、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 (ロ)所轄警察署、道路情報モニター、ドライバー、地域住民から交通障害等に関する情報があったとき。</p> |
| 一般除雪工 | <p>新雪除雪</p> <p>1) 雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに降雪が続くことが予想され、降雪5cmに達したとき。</p> |
| | <p>路面整正</p> <p>1) 路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合。 2) 連続降雪による庄雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合。</p> |
| | <p>圧雪処理</p> <p>1) 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れのある場合。</p> |
| 拡幅除雪工 | <p>1) 降雪が本格的となり必要幅員の確保が困難になった場合。 2) 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員な確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき。</p> |
| 運搬除雪工 | <p>1) 運搬排雪は交通可能な幅員確保が困難となり、引き続き降雪が予想される。</p> |
| 歩道除雪工 | <p>1) 監督職員の指示した場合。</p> |
| 凍結防止工 | <p>1) 路面凍結が予想される場合、または確認したとき。</p> |
| 消融雪施設の捜査 | <p>1) 降雪の有無を確認したとき。 2) 路面凍結の有無を確認したとき。(ロードヒーティング)</p> |
| その他 | <p>1) 監督職員の指示があるとき。</p> |

④道路除排雪の実施方法

☆融雪剤散布作業の実施基準

通常時

通常時は、事前散布を基本として塩化ナトリウムにより散布を行う。山間部カーブ区間／トンネル出入口区間の日陰／橋梁部(市街地含む)等で降霜、雨水、融雪水により路面が湿潤しており、深夜から早朝にかけての路面温度低下により、路面凍結が発生する恐れのある箇所について凍結前に散布を行う。

予想最低気温概ね0℃～3℃を目安に、路面状況等により散布の判断を行う。

降雪時(除雪時・除雪後)

除雪時の散布は、事後散布となるため塩化カルシウムによる散布とするが臨機に対応する。

圧雪により除雪作業が困難な場合に除雪作業補助のために実施する。

除雪後の散布は、除雪後路面の再凍結の恐れがある場合に実施する。(融雪水、除雪残雪の再凍結防止)

①支部内の体制づくり

非常時体制移行時には、支部において下記の体制を速やかに構築する。

- ・情報収集・連絡班
→道路状況や除雪状況等の把握、除雪班、窓口班並びに本部との連絡関係機関(道路管理者、警察、消防など)との連絡など
- ・除雪作業指示班
→情報収集班からの情報を基に管内の除雪作業計画を立案しその作業を指示する。
- ・現場対応班
→除雪作業の現場監督など
- ・窓口対応班
→マスコミや一般者からの問い合わせ対応など
- ・総務班
→県外等からの応援部隊の受け入れ、必要資機材の調達など

②除雪優先路線の設定

非常時体制時には以下のとおり除雪優先路線を設定する。

最優先路線

国道358号、甲府韮崎線(甲府駅～精進湖トンネル)
韮崎南アルプス中央線(南アルプスIC～国道52号)
今諏訪北村線(白根IC～国道52号)

優先路線(優先区間有り)

国道140号、国道411号、韮崎南アルプス富士川線、甲府市川三郷線
甲府韮崎線、甲府昇仙峡線、甲斐早川線、甲斐中央線、甲府中央右左口線
甲府南アルプス線、今諏訪北村線、中下条甲府線、小瀬スポーツ公園線
緑ヶ丘運動公園線、甲府山梨線、白井甲州線、敷島竜王線、天神平甲府線
甲府精進湖線、島上条宮久保絵見堂線

除雪路線

上記以外の管理路線

管内管理路線の除雪完了

